

フルハーネス型墜落静止用器具特別教育(実技含む6時間)開催のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は当協会の運営につきまして、格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

労働安全衛生規則の改正により、高所作業を行う場合には、原則として令和元年2月1日からフルハーネス型墜落制止器具(安全带)を使用すると共に、「特に危険性の高い業務」※1を行う場合には、特別教育が義務付けられました。この業務に従事する者を対象とする特別教育を開催いたしますので、ご案内申し上げます。

※1 高さが2メートル以上の箇所に於いて、作業床を設けることが困難な場合で、フルハーネス型を使用して行う作業(ロープ高所作業を除く) 敬 具

記

1. 対象者 高さが2メートル以上の作業床を設けることが困難な個所でフルハーネス型墜落制止器具(安全带)を使用して作業する者
2. 講習日時 第1回 令和 5年 6月 6日(火) 8:50 ~ 16:50
第2回 令和 5年11月 2日(木) 8:50 ~ 16:50
第3回 令和 6年 2月14日(水) 8:50 ~ 16:50
3. 会場 堺労働基準協会会議室 堺市堺区中安井町3丁4-11(旧大和産業ビル2階)
4. 教育科目 作業に関する知識(1時間)
墜落制止用器具(フルハーネス型のものに限る。以下同じ)に関する知識(2時間)
労働災害の防止に関する知識(1時間)
関係法令(0.5時間)
実 技(1.5時間) 計 6.0時間
5. 講習料 会員 1名 9,800円(受講料 8,810円(非課税)、テキスト 990円(消費税10%込み))
会員外 1名10,800円(受講料 9,810円(非課税)、テキスト 990円(消費税10%込み))
6. 定 員 30名(定員になり次第締めきります)
7. 申込期日 受講日の2週間前
8. 申込み 受講申込書、講習料を添えて堺労働基準協会まで申し込み下さい。(ファックス可)
*協会へ直接申し込みに来られる方は、前日までに協会へ連絡ください。
(銀行振込の場合)
①振込先:三井住友銀行 堺支店 普通預金 0961938 堺労働基準協会
②申込書を堺労働基準協会へ郵送、又は、協会へ持参。
③講習料全額を申込後1週間内以内に振込み下さい。
9. 申込先 堺労働基準協会(〒590-0063 堺市堺区中安井町3-4-11)
振込なき場合はキャンセルとします。振込確認後、受講票、テキストを着払で送付します。
10. その他 *振込み以降のキャンセル、当日欠席されても講習料は返金いたしません。
*受講票、テキスト、筆記用具(鉛筆、消しゴム等)。
*駐車場はありません。公共交通機関を利用下さい。
*昼食は各自で済ませて下さい。
*全講習時間を受講された方に修了証を交付します。
*受講者の講習期間中の災害事故については、当協会は一切関知いたしません。
*ご不明なことがありましたら堺労働基準協会(072-233-5396)へ連絡下さい。